

伊達市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊達市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和6年伊達市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(事業内容等の軽微な変更)

第4条 条例第9条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) 事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（事業を他者に譲渡する場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(事業者への意見の申出)

第5条 住民等は、条例第9条第5項の規定により意見を申し出るときは、説明会（同条第1項又は第2項に規定する説明会をいう。以下同じ。）が開催された日から起算して14日以内に、住民等意見書（様式第1号）を事業者に提出するものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する住民等意見書の提出があつたときは、当該意見書を受け取った日から起算して14日以内に、見解書（様式第2号）を当該住民等に提出し、協議を行うものとする。

(事業実施に係る届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 条例第10条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第7号）に、別表第2に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

- 3 事業者は、前2項の届出書については、正副2部作成するものとする。

(届出事項)

第7条 条例第10条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業に着手しようとする日)

第8条 条例第10条第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請をする場合 当該申請をする日
- (2) 前号以外の場合 条例第10条第1項第5号に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日
(意見の聴取)

第9条 市長は、条例第11条の規定により同意をするときは、必要に応じて、伊達市公害防止対策協議会設置要綱（令和6年伊達市告示第10号）第1条に規定する伊達市公害防止対策協議会の意見を聴取することができる。

(同意の通知)

第10条 市長は、条例第11条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書（様式第8号）又は再生可能エネルギー発電事業（変更）不同意通知書（様式第9号）により事業者へ通知するものとする。

(抑制区域内の事業に係る同意)

第11条 条例第11条第2項ただし書の規定による基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 別表第1の関係法令が定める要件により再生可能エネルギー発電設備設置の開発が可能であって、関係法令に基づく許認可、承認等を得ており、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるとき。
- (2) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(工事の着手等の届出)

第12条 条例第12条の規定による届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第10号）によるものとする。

2 条例第13条の規定による工事の確認結果の通知は、工事確認結果通知書（様式第10号の2）に

より行うものとする。

(維持管理に関する報告)

第13条 条例第14条の規定による報告は、事業状況報告書（様式第11号）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による届出は、承継届出書（様式第12号）によるものとする。

(事業の終了等の届出)

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業終了届出書（様式第13号）に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、発電設備撤去完了届出書（様式第14号）に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第16条 条例第17条第1項の「市が必要とする者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる者のうち、市長が指定する者
- (2) 当該立入検査の実施に当たって市が業務委託契約をした事業者の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める者

2 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

(助言、指導又は勧告)

第17条 条例第18条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第3項の規定による助言は、助言（指導）通知書（様式第16号）によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）によるものとする。

(公表)

第18条 条例第19条第1項の規定による公表は、伊達市公告式条例（平成18年伊達市条例第3号）に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第19条 条例第19条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第18号）によるものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書（様式第19号）により弁明するものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(既存事業の届出)

2 条例附則第 6 項の規定による届出は、既存事業概要届出書（様式第 20 号）によるものとする。

3 条例附則第 7 項の規定による届出は、既存事業概要変更届出書（様式第 21 号）によるものとする。ただし、第 4 条に規定する軽微な変更に該当する場合においては、この限りでない。

附 則（令和 7 年 8 月 29 日規則第 26 号）

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 10 条関係）

抑制区域
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 4 号に規定する県立自然公園
福島県自然環境保全条例（昭和 47 年福島県条例第 55 号）第 12 条第 1 項に規定する自然環境保全地域
福島県自然環境保全条例第 20 条第 1 項に規定する緑地環境保全地域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 9 号の 2 に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項に規定する保安林

森林法第5条第1項（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内の区域を除く。）に規定する地域森林計画の区域
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第24条第1項又は伊達市文化財保護条例（平成18年伊達市条例第189号）第27条第1項に規定する史跡名勝又は天然記念物が所在する土地
その他市長が必要と認める区域

別表第2（第6条関係）

書類の種類	備考
事業計画書（様式第4号）	
説明会報告書（様式第5号）	
確約書（様式第6号）	
法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合
住民票抄本の写し	事業者が個人の場合
位置図及び現況写真	
公図の写し及び土地の登記事項証明書の写し	
土地利用計画書（配置図）	縮尺1,000分の1以上
土地造成計画平面図	縮尺1,000分の1以上
土地造成計画縦断面図	縮尺縦100分の1以上、横1,000分の1以上
土地造成計画横断面図	縮尺1,000分の1以上
建築物又は工作物の設計図	平面図、立面図、断面図
事業影響予測図	事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音、振動、電磁波、反射光等）
流量計算書	都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）（以下「法令」という。）に基づく基準の他、福島県が定める「都市計画法による開発許可制度の手引」（以下「県手引」とい

	う。)の基準に適合すること。
排水計画図	平面図、断面図（法令に基づく基準の他、県手引の基準に適合すること。）
排水施設構造図	法令に基づく基準の他、県手引の基準に適合すること。
排水に係る放流承諾書	
工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
工事実施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
維持管理（保守点検）計画書	
維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書	
その他の法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
その他市長が必要と認める書類	